

「寺井一弘弁護士の
『法テラスの誕生と未来』
出版を祝う集い」の記録

と き 2011年12月19日

と ころ 日比谷・松本楼



夏樹静子 (作家)



期待します。

「法テラス」が
私たち市民に
希望と勇気をも
たらす存在で
あり続けることを

明確に示しています。

重要性を諸外国との
比較と共に

進化することの
サポーターとして

「法テラス」が市民の
ニーズに応える

「総合相談所」、
それが「法テラス」です。

後押ししてくれる
法律的解決を

市民がトラブルに
巻き込まれたとき、

著者 寺井一弘 (法テラス前理事長)



【主な経歴】

- 1970年 弁護士登録
- 1989年 日本弁護士連合会常務理事
- 1995年 東京弁護士会副会長
- 1996年 日弁連刑事弁護センター委員長
- 1997年 米国司法制度視察調査団団長
- 1998年 日弁連事務総長
- 2002年 日弁連司法改革実現本部副本部長
- 2004年 法務省総合法律支援準備室顧問
- 2006年 日本司法支援センター常務理事
- 2008年 日本司法支援センター理事長

【著書】

- 「まちづくり権」(花伝社)
- 「西欧諸国の法曹養成制度」(日本評論社・共著)
- 「刑事弁護の技術」(第一法規・共著)
- 「アメリカの刑事弁護制度」(現代人文社・共著)

【事務所】

- 弁護士法人
りべるて・えがりて法律事務所 (所長)

**寺井一弘弁護士の「法テラスの誕生と未来」
出版を祝う集いのご案内**

拝啓

今年は未曾有の「東日本大震災」など厳しい一年となりましたが、先生におかれましてはますますご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、私どもの仲間である寺井一弘弁護士がこのたび日本評論社より「法テラスの誕生と未来」の書籍を出版されました。

ご承知の通り寺井一弘弁護士は2006年4月の設立以降「法テラス」の業務に携わり本年4月まで理事長をつとめられました。今回の出版はその経験を通して感じられたことをまとめられたものであります。

そこで私どもは寺井弁護士が「法テラス」の仕事を通じて特に親しくさせていただいてきた方々による「法テラスの誕生と未来の出版を祝うささやかな集い」を下記の通り企画させていただきました。

年末のあわただしい時期にまことに恐縮に存じますが、ご都合がございましたら是非ご出席いただきたく存じます。

折り返し別紙ハガキにてお返事をお寄せください。

敬具

記

1. 日時 2011年12月19日（月） 午後6時30分

2. 場所 日比谷「松本楼」

千代田区日比谷公園1-2

電話 03-3503-1451

2011年11月吉日

呼びかけ人 久保井一匡
 本 林 徹

事務局 山田 庸 男
〒105-0003

東京都港区西新橋3丁目6番10号
マストライフ西新橋ビル3階

電 話 03-5408-6737

FAX 03-5408-6738

「法テラスの誕生と未来」出版を祝う集い 進 行 次 第

司会 佐々木 文

Pm.6:30	よびかけ人代表挨拶	久保井一匡
	出席者代表祝辞	佐藤 幸治
	著者本人挨拶	寺井 一弘
	乾杯の音頭	本林 徹

(懇 談)

Pm.7:40	出席者祝辞	遠藤 光男
		吉野 正
		藤川 忠宏

(懇 談)

Pm.8:30	閉会の挨拶	山田 庸男
---------	-------	-------

司会者の言葉

これから、「寺井一弘弁護士の『法テラスの誕生と未来』出版を祝う集い」を開催させていただきます。私は本日の司会を務めます、法テラス本部第一事業部長の佐々木文と申します。不慣れではございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。



司会者の紹介

それではまず最初に、呼びかけ人のお一人である元日弁連会長の久保井一匡先生から開会のご挨拶を頂戴させていただきます。

久保井先生は著者である寺井先生が日弁連事務総長のときの司法制度改革担当の副会長でいらっしゃいました。その後、平成12年、13年度の日弁連会長として司法改革を推進されてこられた方でございます。



皆さん今晚は、ご指名いただきました久保井です。

本日は、年末の大変お忙しい中、司法制度改革審議会の会長をつとめられた佐藤幸治先生をはじめこんなに沢山の方にご出席下さいまして誠にありがとうございます。

呼びかけ人の本林さんと私は、寺井さんの弁護士会活動を通じての古くからの友人であります。呼びかけ人を代表してごあいさつ申し上げます。

まず寺井さん、このたびの「法テラスの誕生と未来」のご出版おめでとうございます。

本年4月に法テラスの理事長をご退任になって僅か6ヶ月しか経過していませんが、このような立派な本を出版されるとはさすが、寺井さんのパワーと心から敬意を表します。さて、本書は単なる啓蒙書でなく、法テラス設立の準備段階を含め7年間にもなる寺井さんの法テラスの活動を踏まえて書かれました本格的な学術書であります。

本書の内容は、沢山の項目がありますが、大きく分けると3つになっています。1つは、法テラスがスタートしてから今日まで5年間の事業の概要と到達点をまとめたものであります。2つは、法テラス誕生に至るまでの歴史であります。3つは、法テラスの将来の姿、つまり寺井さんの法テラスに対する熱い思いを語ったものであります。

その中で私が最も感動したのは、法テラス誕生の歴史の点であります。法テラスは、5年前にスタートしましたが、それは戦後60年以上にわたる法曹3者および扶助協会の4者の共同作業の成果であります。その柱は2つあります。第1は民事の法律扶助、第2は被疑者の公的弁護制度の活動であります。

まず第1の柱についてですが、日弁連は昭和24年に設立されました。その3年後の昭和27年に日弁連は国民に対する法律扶助の活動をするため財団法人法律扶助協会を設立いたしました。それは誠に小さな小さな規模の活動でありました。後年、国からの補助が出ることにはなりましたが、それも実にささやかなもので約20年間、年間約8000万円にとどまっていた。

他方国際的に見ますと第2次世界大戦前は法律扶助は、いわば階級斗争の緩和剤というべきささやかな慈善事業にとどまっていたが、第2次大戦後は、福祉国家建設の重要な柱のひとつとして法律扶助が進展していきました。寺井さんがこの本の中で詳しく書かれていますが、1949年のイギリスの法律扶助法があり、その後、アメリカ、ドイツ、さらにア

ジアでは韓国にまで広がっていきます。日本は、この大きな国際的潮流に乗ることなく、昭和60年代から平成に入るまで放置されていました。昭和60年代に入ってようやく法務省は扶助協会と共同で法律扶助検討会を立ち上げました。そして扶助協会は、平成3年にヨーロッパの扶助事業の実情を調査するため総勢30人の調査団を結成しました。その調査団長は、当時の扶助協会の会長であった大阪弁護士会の熊谷尚之弁護士であり、団員の中には公明党の代議士の冬柴鉄三さんや大阪大学の中野貞一郎教授も入っておられました。この調査団は、明治の初期に政府が欧米の近代国家に学ぶため派遣した岩倉使節団にも比すべきものであります。

こうした成果を取入れ、法務省は日弁連、扶助協会の3者で本格的な法律扶助研究会を発足させ、座長に一橋大学の竹下守夫先生があたられました。この研究会は、3年以上の検討のうえ大変立派な報告書をまとめ、それをもとに、ついに平成11年に民事法律扶助法が国会を通過しました。その結果、国はそれまで民間団体にすぎなかった扶助協会を国指定の法人に昇格させました。これは大変大きな前進でありましたが、平成13年に出示された政府の司法制度改革審議会意見書では、それでも不十分で、国が直轄事業として法律扶助事業を行うべきだと提言いたしました。この意見書が出た翌年法務省は全国民を対象とするリーガルサービスセンター（司法ネット構想）を発表しました。法務省がこのスキームを発表したのは日弁連が法曹人口の大幅増加をのみ、最高裁が国民の司法参加を受入れたので法務省としても負けてはおれないという気になり、発表したものと私は見えています。法曹3者の良い意味での競争原理が働いたものです。

第2の柱は、捜査段階における被疑者の国選弁護確立のための法曹3者の活動であります。弁護士は、戦前、戦後を通じて刑事被疑者、被告人の人権擁護の活動を展開して来ましたが、日弁連としてはじめて本格的にとりあげたのは平成元年に松江市で開かれた人権擁護大会であります。そこで自らの姿勢をただす刑事弁護の充実を目指す宣言を打出しました。日弁連は、当時つぎつぎと出された再審無罪事件を分析した結果、冤罪の原因は捜査段階における自白にあること、従って、その段階での弁護活動が重要であることを宣言し、刑事当番弁護士制度をスタートさせました。これは弁護士会の会員の支払う特別会費によって運営するものでしたが、大分、福岡から始まったこの運動は、またたくまに全国の弁護士に燎原の火の如く広がりました。この運動の中心にいたのが寺井さんでありました。寺井さんは刑事弁護センターの初代事務局長、続いて委員長、そして平成10年度からの日弁連事務総長としてこの活動を推し進め、ついに平成11年秋に法務省は、弁護士に手弁当でやらせるわけにはいけない、国が主体となって被疑者弁護制度を行う方針を表明し、法曹3者の意見交換会の協議を経てついに被疑者の国選弁護が実現することになったわけです。

この2つの活動（民事扶助と被疑者国選）を実現するため、その実施主体として平成18年に法テラスが設立されたのであります。

以上のとおり、法テラスの歴史は正に戦後60年間にわたる法曹3者による司法制度発展の歴史でもあります。

さて、本年は平成13年に政府の司法制度改革審議会の意見書が出されてから満10年の節目の年であります。私は、この司法制度改革は基本的には順調に進んでいると考えています。ただ、法曹人口の増加について一部消極的な弱気な意見があります。確かに新人弁護士

の就職難という現実があります。しかし、これは決して後ろ向きに解決すべきではなく、前向きに解決すべきと考えます。わが国社会は、年ごとに法化社会が進んでおり、法律家の必要性は市民レベル、企業レベル、国、自治体の行政レベルでも高まっております。いま、世間を騒がせているいわゆるオリンパス事件にしても法律家が関与しないところで粉飾のスキームが構築されたことにも大きな原因があると思います。

そもそも今次の司法改革は、法曹3者すなわち法律専門家にとっては何のメリットもないつらいことばかりです。弁護士にとっては人口増を迫られて日々競争にさらされ、裁判官は専門家3人だけで冷静に裁判を行っていたところに、市民が6人も入って来ていちいち説明を求められ、大変なご苦勞をされています。検察官は捜査の取調べの可視化によって被疑者をあたかもお客さんのように調べなければならない。しかも被害者参加制度も出来て刑事裁判は大変であります。

しかし、今次の司法改革は、法律専門家中心の司法を国民・市民中心の司法に作り変えるというのが目的であり、これは時代の要請であり、逃げるわけにはいきません。法曹3者は歯をくいしばって前向きに克服することによって国民から、社会から評価され、そして、国際社会でも尊敬されるたくましい日本の司法制度を確立していくことが何よりも求められております。

本日のこの席は、司法改革を論議する場ではありませんが、寺井さんの今回の著作は、正に今次の司法改革の大きな意義を証明する歴史的な著作ともいえるべきものであります。

寺井さんは大勢の友人に囲まれて騒ぐのが好きな人です。限られた時間ではありますが、どうか本席が楽しい席になりますようお願い致しまして呼びかけ人としての私の開会の挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

出席者代表祝辞 佐藤幸治氏

司会者の紹介

次に、出席者を代表いたしまして、京都からおいでいただきました佐藤幸治先生にお言葉を頂戴したいと思います。

ご承知のとおり、佐藤先生は京都大学の名誉教授でいらっしゃいますけれども、平成11年に内閣に設置された司法制度改革審議会の会長を務めてこられました。平成13年6月に、今般の司法改革の骨格となる貴重な意見書を取りまとめられました。では、佐藤先生、よろしく願いいたします。



佐藤でございます。出席者を代表してなど、まことに僭越でちょっと困っているのですが、今日は遠いところから来たということで、挨拶をさせられるのだらうと思っております。一言、お話し申し上げたいと思います。

まずは何よりも、寺井さん、本当にご苦労さまでございました。そしておめでとうございます。寺井さんとは司法制度改革審議会のころからの付き合いでございまして、今、まだ口にはできないようないろいろなことがありましたが（笑）、寺井さんなかりせば、寺井さんに助けられて、ようやくゴールにたどり着けたということが、本当に私の心からの思いでございます。

先ほど既に、寺井先生のほうからお話がありましたように、特に法テラスにつきましては最初のころから関わられて、そして、2008年の4月から今年の4月10日までの3年間、理事長を務められまして、その間のご苦労というのはいかばかりかと、想像に難くないわけです。今度のご高著は、その間の法テラスというものの役割、意味、それを明らかにすると同時にその実態と課題というものを示しておられまして、これから司法制度改革を推進する上でまことに貴重な業績であるというように、私は感銘を受けて拝見したところであります。

あとがきのところで、寺井先生は印象的なことを2つおっしゃっておられます。1つは、法テラスの関係の役職員はもとより弁護士会、法務省、それから財務省等々、関係する組織及び人が、一切の私心を捨てて、国民、市民の思いを真にどういふものであるかを考え抜いて、それに対応していくことが大切であるということです。それからもう1つは法テラスの独立性、中立性というものを維持していかなければならないということに触れていらっしゃいましたけれども、これもまことに私にとって印象的な言葉でございました。

そこで、先ほどの久保井先生のお話ですとこれで話を終わるべきなんですけれども、せっかく立ったんだから司法改革と関連づけて話したらどうかという思いもありますので、その関係だけちょっとお話し上げて祝辞にかえさせていただきますと思います。

司法制度改革の目的は3つあるというように、かねて思っておりました。わかりやすく言

うと、いままで高嶺の花で国民に縁遠かった司法を一般の国民に身近にあつて、生活を支えてくれる、そういう司法にしようということが一つです。

それから2番目は、司法の役割を大きくして、強くして、そして日本により強い、チェック・アンド・バランスのシステムを構築するということです。

そして3番目は、意見書でも書いてあり、今度の寺井先生の著書の中にも出てきていますが、グローバリゼーションに対応する日本のインフラの整備ということも実に大事なことで、これからますますTPPとかの関連が出てくることの話であります。これは極めて大事な事柄であるというように思っております。さすがに寺井先生は著書の中で、グローバリゼーションとの関係の意味を解き明かしていただいております。

平成14年の7月に、これも寺井先生にご紹介いただいているんですが、司法制度改革推進本部ができて、その顧問会議というものがございます。14年の7月に、国民に向けたアピールをいたしております。司法改革の結果、国民にとって、こういう司法ができるから応援してくれというように呼びかけたペーパーでございます。その中に21世紀の司法のあり方として、3つのFの司法だということを指摘しております。

1つはファミリア（FAMILIAR）な司法、国民の身近にあつてわかりやすい司法にする。それから2番目は、フェア（FAIR）な司法、頼りがいのある公正な司法にする。それから3番目が、利用しやすく、速い司法にする、ファースト（FAST）の司法。この3つのFの司法をつくるということが、この司法改革で国民に約束することなんだという趣旨のペーパーでございました。

その辺を繰り返して、寺井先生には紹介していただいております、法テラスとの関係を解き明かしていただきました。私から言うと、この法テラスは、いわばそういう司法をつくる上での最前線に立たされている組織だと思っております。ですから、ぜひ関係者の方々が、その最前線に立つ法テラスを応援するということがこれから非常に強く求められていると考えている次第です。

最後に、ちょっと余談に入って打ちどめにしたいと思っておりますけれども、私の友人で『ローマ人の物語』を書いた塩野七生さんという方がおられます。昭和12年生まれで、同じ年生まれだということで、なんか気が合ったところもあつて、その作品を私はほとんど読んでまいりました。

その中で、改革について触れている非常にインプレッシブな文句がございます。1つは、改革は過去の否定ではない。改革というのは過去が悪かったとかそういうことを言っているのではない、という言葉があります。それから、どんな制度でも最初はいい動機から生まれ、うまく機能するが、時間の経緯とともに、社会が変容し、だんだん合わなくなってくる。そして、場合によってはマイナスになる。それが改革をしなければならない意味なんだとおっしゃるんですね。

さらにもう1つ、ローマ人についてのことなんですけれども、ローマ人はギリシア人に比べると、哲学や文学の面で見劣りがするということは確かである。けれども、ローマ人の特色は、粘り強く、決してくじけない。そして、常に前に向かって進んで生きる。それが、ローマの歴史が長く続いた理由だということをおっしゃっているんです。

日本の現状についても、今、日本は四苦八苦して苦勞している。苦闘している。その原因

は何かというと、高度経済成長で経済大国と言われるようになったにもかかわらず、それに見合う政治、社会システムを整備してこなかったからである。これは今、日本が、国民が悪戦苦闘している原因なんだということを指摘され、改革が必要だということなんですが、司法改革の審議会のときにはもう遅すぎたかもしれないと思った時もございます。しかし、審議会でいろんな方々に応援していただいて、その後、多くの人たちに支えられてここまでよく来たなという思いがしております。

久保井先生の最後のごあいさつにございましたように、現在、いろいろな議論があるということは承知しておりますけれども、私どもは歴史からいろいろなことを学んで、生きる知恵を学ぶことができます。まだまだ、学ばなければならないと思っております。けれども、歴史の歯車を逆回転させて、そこで生きようということは、人間にとってできないことであるというように思っているところでございまして、ローマ人はいつも前向きに、前に向かって進んでいったという言葉聞くにつれて、そのことを強く思うわけであります。

口幅ったいことをいろいろお話して、申し訳ありませんでしたが、最後に重ねて、寺井先生、どうもご苦労さまでございました。そしておめでとうございました。

司会者の紹介

次に、このたび『法テラスの誕生と未来』を執筆されました著者の寺井一弘先生にごあいさつをいただきたいと思ひます。寺井先生、どうぞよろしくお願ひいたします。



先ほど呼びかけ人の久保井先生からもご挨拶がありました。本日は年末のお忙しい中を拙著の出版を祝う会にご出席いただき本当に有難うございました。特に京都の佐藤幸治先生、福岡の吉野正先生、被災地の東北から鈴木、新里の両先生など遠くから駆けつけていただきまして感謝しております。また只今は久保井、佐藤の両先生から過分なるお言葉をいただきまして恐縮しております。心からお礼を申し上げます。

さて、「法テラスの誕生と未来」の書籍は既に皆様方にお届けさせていただいておりますので、ここではこの本を書くにあたって、あるいは執筆しながら何を考えさせられたかについて2、3お話させていただきたいと思ひます。

1つは民事、刑事の両面にわたる総合法律支援を考える場合に、歴史をしっかりと踏まえ、かつ比較法的に考察することがいかに大切かということでもあります。ご承知の通り「法テラス」は今次司法改革の一環として誕生したものでありますが、それをもたらした要因と今後の方向性を模索していくためにはその歴史的な分析と諸外国における法制度の研究は不可欠であるということに改めて実感させられた次第です。最近の政治をはじめ経済や社会現象、そして司法の分野を見ていると、ともすれば物事を個別、断片的にとらえて場当たり的に対応する傾向にあると感じていますが、私は「法テラス」に山積する課題や未来を論じる時は過去辿ってきた経緯と実績、そして他の国々の経験を大きな教訓としていくことがなによりも重要であり、それをもとに関係者の英知と力を集めるならば必ずや全ゆる問題は解決策を見出しうるという確信を持つに至りました。

2つは、それとも関連しますが、「法テラス」が今日あるのは、法律扶助協会の55年近くにもわたる長く献身的な活動と、1990年から始まった弁護士会による当番弁護士運動のたまものであるということに痛感させられたということでもあります。本にも書かせていただきましたが、この2つの活動は一見無関係のようにみえながらも、両者は司法制度を国民の手元に引き寄せるという意味で驚くほどの共通性を有していることに気付かされました。そしてさらに、両者とも弁護士や司法書士の一人ひとりの業務と密接に結びついており、その実践を通じて築き上げられてきたこともきわめて重要なことと考えております。このところの司法のあり方がとかく現場から遊離したところで議論されがちであることを思ひますと、この前史ともいべき2つの活動によって国の制度として「法テラス」という大きな組織が誕生されたことをしっかりと確認し、私たち法律家はこれに誇りと勇気を持ち、「法テラス」

の発展にますます努力していかなければならないと考えさせられております。

3つ目ですが、私は「法テラス」にいた5年間、国民市民の皆様がどのような生活を営まれどいう権利状況におかれているか、具体的かつ切実な実態を私なりに知ることができました。それは弁護士業務をしたり、日弁連の会務に携わった時のこれまで見てきた風景とは全く違ったものでありました。多くを語る時間はありませんが、私は5年半前に「法テラス」の役員に着任後しばらくしてから、ある決意をいたしました。それは「いかなる場合にも、ただただ国民市民にとって何が求められているか、そのために「法テラス」は何をなさなければならぬか」ということを唯一の座標軸にして物事を考えていく」ということでありました。これは言うは易いものの、実行していくのにはなかなかしんどいものがありました。そうした私の決意や頑固さで日弁連や法務省の方々には随分ご心労やご迷惑をおかけしたことも承知しておりますが、私は今後「法テラス」を充実発展させていく上でこのことはますます大切になって来ていると確信しております。わが国は今、構造的ともいえる経済不況に加えて1000年に一度とも呼ばれている東日本大震災と原発事故の真っ只中にありますが、私はそのような状況下にあって、「法テラス」がわが国社会の中で確固たるポジションを築いていくことを強く念願しております。そのためにはここに集まられた関係者が言葉の正しい意味で一切の私心を捨て去り、国民市民の立場に身をおいてご活躍されていかれることを心からお願いいたします。

最後に私ごとで恐縮でございますが、私には忘れられない言葉がございます。それは佐藤幸治先生が2000年6月、日弁連会長であられた今は亡き小堀樹先生と事務総長としてお仕えした私の慰労会の際に送っていただいたアーサー・ヒュー・クラフの詩の一節なのですが、「東の空に太陽が昇るのがどんなに遅々としていても西の方を見るがいい。天地はもう明るくなっているのだ」という言葉であります。私どもが目指すべきあるべき社会と司法を実現していくための道筋がなかなか鮮やかに描けず、時として展望を失って挫けてしまうこともありました。そのような場合に私はずっとこの言葉を思い出して励まされ、全国の仲間とともに歯をくいしばって頑張ってきました。正直言って今という時代は全般的に「危険の水域」に近づいた実に厳しい状況にありますが、私も残り少なくなった人生を皆様のご指導を受けながら微力を尽くしていくことをお約束して、本日の集いを呼びかけてくださった久保井、本林の両先生、事務局と司会をつとめていただいた山田、佐々木の両先生、そしてご出席くださいました皆様方へのお礼の挨拶に代えさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

乾杯の音頭 本林 徹 氏

司会者の紹介

さて、皆様、ご準備はよろしいでしょうか。本当はもっと多くの方々にお話をさせていただきたいところではございますが、お手元のものが温まってもいけませんので、このあたりで乾杯とさせていただきますと存じます。乾杯のご発声は、やはり呼びかけ人のお一人である元日弁連会長の本林徹先生にお願いしたいと思っております。皆様、ご承知のとおり、本林先生は平成14年、15年の日弁連会長として、司法改革の具体化にご尽力された方でございます。

では、本林先生、よろしく願いいたします。



本林でございます。皆様、お疲れだと思いますので、乾杯の前に、ごく簡単なごあいさつだけさせていただきますと思います。

今日は寺井さんの出版祝賀会に法曹関係の多くの皆様方、また研究者の方々、国会議員の方々はじめ、このように大勢の方々にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。呼びかけ人の1人として、心から御礼を申し上げたいと思います。

寺井さんを含めてお3人の方から大所高所のお話ございましたので、私は本当にパーソナルなことを一、二点、お話をして終わりにしたいと思います。

私が1995年に東弁の会長をしておりました時に、寺井さんが副会長で、オウムの問題とか、阪神淡路大震災の取り組みとか、大変な年でしたが、1年間いわば戦友として会務を預かってまいりました。それ以来、兄弟のように付き合いってきましたが、私は、寺井さんは平成の坂本龍馬のような男だというふうに言ってまいりました。

1つは、形式的なことですけれども、寺井さんはもう弁護士会の会派とか単位会とかそういったものをはるかに超えていまして、いわば完全にそれらを脱藩しているといってもいいと思います。私が寺井さんに感心するのは、その構想力といいますか、思考のスケールの大きさが第一であります。

2つ目は、物事の核心と言いますか、真髄を見抜く、鋭い力を持っている点です。さらに一番感心するのは情熱と行動力でありまして、寺井さんと話をしていると、魂が揺さぶられる思いがします。本当に情熱をかけて、これは、絶対こうだと説得するときの説得力と情熱の強さが寺井さんが多くの皆さんに愛され、また尊敬されているゆえんであろうかと思っています。

今回の本を読みまして私が再認識しましたのは、法テラスの2つの柱の1つである、被疑者国選弁護制度というのは、寺井さんが生みの親であり、育ての親でもあることを実感したということです。さっき、久保井先生のお話があったように、寺井さんが、1990年に日弁連の刑事弁護センターがつけられたときの初代の事務局長です。彼が、いわば当番弁護士

のアイデアを世に送り出して、それを弁護士会がフォローして全国展開をした。この弁護士会の実践こそが、公的弁護制度の実践に連なっていったということでした。寺井さんが日弁連の事務総長をやっておられた98年から2000年、まさに、審議会が始まったときに、この重要な公的弁護制度を審議会の重要項目として載せるということについて事務総長として大変な尽力をされたと思います。

2004年に法律ができて2006年にこの総合法律支援法が実施され、法テラスが動き出して、それを定着させる実施の段階で、寺井さんは常務理事として法テラスに入られ、2008年からは理事長として、その最も難しい過程を寺井さん自身が実績として示してこられた。まさに、その生みの親であり、育ての親であるというふうに思っています。この制度が、今、きちんと機能して、年間7万人以上の方々が弁護人の支援を受けることができているのは、ほんとうに寺井さんを抜きには考えられないことであろうと私は確信しています。

それから、寺井さんの本を読んで、一番底流に流れるものは、寺井さんの市民、特に社会的に弱い立場にある人たちに対する深い愛情です。ほんとうにそれを痛感します。寺井さんのあとがきの一番最後のところに、ほんの二、三行、この本を亡きお母様の誕生日、11月3日に捧げるということが書いてありました。戦後満州から引き揚げるときにお母様が命をかけて寺井さんを引っ張って、本国の長崎に連れ戻してこられた。そういう意味で寺井さんとお母様の絆というのはほんとうに深いものがありまして、寺井さんからその話は以前も聞きましたけれども、ほんとに涙なしには聞けないくらいの感動的な話でした。

おそらく寺井さんは、この本をお母様に捧げる、そのために11月3日というお母様の誕生日を期して出版された。そういう意味では、寺井さんの優しさと言いますか、そういうものをそこで私も読み取った次第であります。

もうこれ以上話しますと、ビールが温まってしまいますので、ここで乾杯の音頭をとらせていただきたいと思います。

寺井さん、法テラスでの5年間、本当にご苦労さまでした。今までの寺井さんの活動と実績に心からご慰労と敬意を表しますとともに、寺井さん、また弁護士界に戻ってこられたわけですから、これからのますますのご活躍、そして、ご出席の皆様方のご健勝をご祈念いたしまして乾杯をしたいと思います。

ご唱和をお願いします。乾杯。

出席者の祝辞 遠藤光男氏

司会者の紹介

遠藤先生は、平成7年2月から平成12年9月まで最高裁判事を務められ、その後、平成13年度から法律扶助協会の会長を務められた方でございます。法律扶助協会は、ご承知のとおり、法テラスの前身とも言える組織でございますが、遠藤先生は司法改革の議論の真っただ中に立って、法テラス設立のための下準備をなさったリーダーでございます。

遠藤先生、法律扶助協会の思い出も含めまして、法テラスへの期待などをお話いただければと考えております。よろしくお願いいたします。



紹介いただきました、遠藤でございます。

皆さん、楽しくご歓談中に割り込みまして申しわけございません。しばらくお話を聞いていただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

私は、つい先だって、寺井さんから、この書物をお送りいただき、隅から隅までこの本を読ませていただきました。それは、何ゆえであろうか。今ご紹介がございましたとおり、かつて一時期、私が法テラスの前身とも言うべき、財団法人法律扶助協会の会長職を務めさせていただいた、というだけの理由によるものだけではございません。

実は、皆さん方、あんまりご承知おかれなと思いますけれども、今から7、8年前のことになりましたでしょうか、50有余年の長きにわたって、弁護士会及び弁護士の協力のもとに、営々として運営されてまいりました法律扶助協会における民事法律扶助事業の運営が経済的にすこぶる困難になってしまった時期がございました。

私が扶助協会の会長になったのが、今から10年前、2001年の春のことでしたが、その前年に民事法律扶助法なる法律が施行されまして、今まで7,000万か8,000万だった補助金が、なんと22億8000万円に増額されたんですが、一方で事件はウナギ登りに増大するばかり。とてもじゃないけれども、この予算では全件を処理することができなくなった。それで、法務省にいろいろお願いをいたしまして、やれ補正予算であるとか、次年度の予算で、ちょっぴりづつ増やしていただきましたが、とてもじゃないけれども、ギブアップ状態でした。

扶助協会の皆さん方は、会長の言うことはマッチポンプじゃないかと言うんですね。毎年春になると、皆さんよろしくお願いいたしますと言って廻り、10月になるとお金がなくなっちゃうので、抑えて抑えてということから、なるほど私に与えられたマッチポンプという称号は当たっているなと思いました。中には、会長が銀行から個人保証をして借金をしろ、それで、法律扶助協会が東京地方裁判所に対して、自己破産の申し立てをしたら、政府は決して放っておかない、こういう乱暴なことを言う人もいました。

折しも、佐藤幸治先生主宰のもとに、内閣で司法制度改革審議会が進められておりまして、この点に着目いただいて、一民間法人である扶助協会に対して5億も10億も予算を支出することはできないであろう、そこで組織換えをして一種の独立行政法人類似の公的機関を創設して、そこに民事法律扶助事業を移転したらどうかということになりました。しかし、これには特に地方の弁護士会、法律扶助協会の支部からは猛反対にあいました。今、現在、私ども社会においては、TPP加入をめぐる論争が激しく戦われておりますが、今から7、8年前には、もちろん局面も違うし、規模も違うんですけども、相似たような、つまりその制度を導入した場合のメリット・デメリット論を中心として、激しい意見の対立が巻き起こったのです。反対派いわく、民事法律扶助事業というのは、そもそも弁護士のDNAに由来するものである、天下りの官僚たちによって占められるような、こういう公的機関に、民事法律扶助の城を明け渡すわけにいかないというようなことを言う人まで出てきました。当時私は会長であり、その後、先ほど寺井さんからお話があった、元日弁連会長の小堀先生に扶助協会の職をバトンタッチしたんですが、一番ご苦労されたのは、今は亡き小堀先生でした。

私も側面的にご協力は申し上げました。地方の皆さん方をご説得申し上げまして、何とかしてこれに協力してくれ、そうでないと、これ以上の予算はにっちもさっちもいかない、こういう状態で、バトンタッチをした責任が、私自身にあったわけでありまして。そこで、私は寺井さんからいただいたその書物をくまなく拝見したというのは、果たして5年間にわたる法テラスが、あのときの論争に対して、どういう答えをしてくれたんだろうかという観点からこの書物を読ませていただきました。この書物は実に見事に私の期待に答えてくれた回答でしたね。当時、そこそこ20数億の予算が、もちろんこれは刑事国選弁護の補助金を含めてでございますが、昨年度のごときは310億になりました。けた違いもいいところです。当時、私どもがやっていた民事法律扶助事業の中の代理援助件数は2万1000件から3万件がやっとでしたが、昨年度、平成22年度は全部で何と11万件でした。これは、確かに扶助協会が55年の歴史と伝統に幕を閉じたということは寂しい限りなんだけれども、法テラスの手によって、脈々を受け継がれているということを私は知りまして、本当に嬉しくなりました。これは寺井さんのおかげだろうと思っています。そういう意味で、私は法律扶助協会自体の仲間たちともさっきから語り合っているのですが、法律扶助協会が半世紀余の歴史に幕を閉じたということは、まことに寂しい限りではあるけれども、我々の伝統は法テラスに脈々と受け継がれているということを、再確認したわけでございます。

こういう機会を与えていただきまして、寺井さん、ほんとうにありがとうございました。これをおもちまして、私のごあいさつとさせていただきます。

出席者の祝辞 吉野 正 氏

司会者の紹介

では、次に、福岡からおいでいただきました吉野正先生をお願いしたいと思います。

吉野先生は、寺井先生が日弁連事務総長時代の平成11年度日弁連副会長でいらっしゃいました。その後、法律扶助協会福岡の支部長を務められ、法テラス設立後は草創期発足時から5年間、法テラス福岡地方事務所の所長として、まさに法テラスの現場、第一線に立って、法テラスの発足から今までを引っ張っていただいた方でございます。では、所長時代の苦労話なども含めまして、吉野先生にお話しいただきたいと思います。



こんばんは。福岡から、一番遠くから出てきました吉野でございます。

寺井先生と私は、平成11年に私が福岡から日弁連の副会長として出てきて、そのときに事務総長をされておられたのが寺井先生であったという仲から始まりました。私と寺井先生の関係というのは、同じ九州出身ということもあって、大変親しくさせていただいてまいりました。

寺井先生のことは、今回の本を読みますと、明らかにわかります。ものすごい豊富な知識と客観的な物の見方が出来るうえに、現場をよく知っています。私ども福岡は、当番弁護士を始めたということもありますし、私は法律上の仕事をライフワークとしてずっとやってきましたが、現場からの意見というのを、私は積極的に言うのが一番だと思っています。その意見をよく受け入れて理解してくれるのが寺井先生でした。そういうこともあって、先ほど遠藤先生は法律扶助協会の時代に、予算が足りなくなったというから抑えなさい、事件を抑えないといけないことがあったと言われましたが、法テラスの時代になってもまた同じようなことがあったんです。私はそのときに絶対に抑えませんでした。「もっとやれ」、「事件はもっと受けて、もっと法律相談をきなさい」という形で主張しました、扶助協会時代もお金があれば、借りればいいじゃないかという議論をしましたが、法テラスでもまた借りればいい、あと借金は国が国債でなんとかしてくれるだろうというようなことを述べました。それを寺井先生は理事長として全面的に受けとめてくれました。

寺井先生とは同じ九州出身ということで、非常に気が合いまして、いろいろなことが相談できました。私は彼を大変尊敬しております。兄として尊敬しています。敬事という言葉があるでしょうけれど、私は敬事しております。あるときには、寺井先生と私は義兄弟の杯を交わしたのではないかという話もありました。しかし、こういう話をすると、今は暴対法がありますし、暴対条例もあります。福岡は今、暴力団の発砲事件で、日本全国一なんです。大変恥ずかしい状況で、そういう中で杯を交わしたとか、義兄弟とかという話は非常に困る

んですけれども（笑）、それほど私は、寺井先生にご指導いただいておりますし、私は寺井先生のために協力し、又、いろいろなことを助言してきました。

今、法テラスの考え方ややり方には地方からいろいろな意見が出てきております。

一例を挙げますと、寺井理事長は市民に対して初回無料相談というのを提案されました。これは各単位会、弁護士会で民業を圧迫するということで猛反対が出ました。しかし、本日も出席の静岡の中村所長も私も寺井提案に大賛成であります。

先ほど、寺井先生が言われましたが、弁護士、あるいは弁護士会、そういう立場や観点ではなくて、国民のためにどうしたらいいかということを中心に考えていこうという、それはまさに哲学なのであります。すぐれた哲学です。私はこの点について、深く感銘を受けて初回無料相談も実現したいと共感しています。そういう意味で、これまで寺井先生の後をついて、一生懸命やってきましたが、残念ながら、今年の春に辞められました。私も、寺井先生が理事長としてやられている間は一緒にやって、辞められたら同時に辞めるというふうを考えておりましたので、今年の3月に福岡の所長を退任しました。しかし、寺井先生の物の考え方は、これからも永遠に、永久に、皆さんに引き継いでいただきたいと思っております。今回の、寺井先生の書物の本質は結局そこにあるのではないかと考えております。これからも、寺井先生のことをよろしくご指導、ご支持していただきたいと私からもよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

出席者の祝辞 藤川忠宏氏

司会者の紹介

では、最後にもう一方、藤川忠宏さんをお願いしたいと思います。

藤川さんは、皆さんご承知とは思いますが、日本経済新聞の論説委員として、長い間にわたって司法の動きを観察されて、多くの記事を書いてこられた方でございます。法テラスの設立とその後の活動についても、卓越した問題意識を持っていただいていたので、是非ここで、世間一般から見たところの法テラスがどうなのかというような、国民目線での法テラスにつきまして、忌憚のないところを頂戴できればと思います。



ご紹介いただきました、私、藤川と申します。私ごとで恐縮なのですが、実はこの12月15日に弁護士の登録をしまして、67歳での弁護士となりました。大変この業界では新参者でございますけれども、どうぞよろしく願いいたします（拍手）。寺井さんの祝賀会で勝手に自分のPRをして申しわけございません。

実は、私は、寺井さんの、今で言えば、勝手連だったんです。寺井さんのやっている活動をよきにつけあしきにつけ、いろいろ後ろから押して、あるいは悪いときにはそれを批判をするという形で勝手連活動をやっていました。1つだけ、私どもジャーナリズムと寺井さんとの関係で、忘れられないエピソードがありますのでご紹介しようと思っておりますけれども、寺井さんが2000年3月に日弁連の事務総長をおやめになったんですが、そのときに、誰が言うともなく、寺井さんのご苦労さん会を開こうという声が上がって、当時のマスコミの論説委員・解説委員などが全部そろって寺井さんのご苦労さん会をやったことがあります。私、論説委員を12年間やりましたが、前にも後にも、日弁連事務総長をやられた方のご苦労さん会を新聞社のほうでやったというのはこれが初めてでございました。それほど、寺井さんという方はジャーナリズムとの関係が良好な関係ということでございました。

それで、寺井さんのこのご本でも詳しく書いてありますが、やはり何に私が感心したかと言いますと、地方を回られる、特に刑事弁護センターの事務局長、委員長として地方を非常に回られておられた。それが、寺井さんの人脈であり、寺井さんを支えている力じゃないかと思えます。

法テラスをつくるに当たって、地方から非常に反発がありました。そのときにも地方に行って説得されてきたというのが寺井さんでございました。寺井さんがもしもなかりせば、今のような形で法テラスはでき上がらなかったんじゃないかとさえ思っております。そういう意味で、ほんとうにご苦労さまでございました。

今年は司法制度審議会に意見書が出てからちょうど10年でございます。本来ならば盛大

なお祝いと、それを記念するシンポジウムが開かれるべきだったんですけれども、ご案内のように東日本大震災と福島原発で開くことができませんでした。ただ、先ほど、佐藤先生のお話、それから久保井さんなどのお話を伺いまして、シンポジウムのかわりを、今日やっていただいたかと思って、非常に勉強になりました。

これからも、寺井さん、さまざまな方面で活躍されることを期待いたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の挨拶 山田庸男氏

司会者の紹介

では、宴たけなわとなっていますが、残念ながらそろそろ、閉会の時間が近づいてまいりました。このあたりで中締めのごあいさつをさせていただきたいと存じます。中締めのあいさつは平成19年度の日弁連副会長であり、長年、法テラスのご担当もしていただき、本日の集いの事務局もしていただきました山田庸男先生にお願いいたします。



本日は、年末のご多忙の中をしかも司法に関わる各分野で極めて大切なお仕事に携わっておられる方々が貴重な時間を割いて寺井さんの出版記念パーティにご参加を頂き、本当にありがとうございました。私は、寺井さんと修習同期、同クラスで45年近くに亘り親交を深めている友人の一人で、本日の「事務局」を務めさせて頂きました大阪弁護士会の山田庸男です。

当初は内心、年末のこの多忙な時期にご案内を差し上げること自体が皆様にご迷惑ではないかと少し逡巡致しましたが、本日の久保井先生、佐藤幸治先生、本林先生らの司法制度改革にかけた情熱や気概を改めてご挨拶でお聞きして、開催して本当に良かったと実感しております。足下では司法制度改革を進める中で浮かび上がった課題や法曹人口の急激な増加によるひずみ等を中心にして今次改革を否定的に評価する声も聞こえますが、今こそ原点を見直すべきと言う3人のお話をお聞きする機会を持たれたことで改めて改革というのは年月をかけて評価するべきだと実感致しました。さらに、この場で当時から司法制度改革の構築に携わり尽力された多くの方々が一同に会する場となったことを、事務局として大変喜んでおります。

さて、私は、平成19年度の日弁連副会長として日本司法支援センター推進本部の担当となり、本部長代行として日弁連側の責任者として3年3ヶ月、寺井さんと二人三脚を組んで「法テラス」をより市民に利用しやすく信頼される司法アクセスの拠点としてその発展に取り組んできました。理事長としての寺井さんの活動を身近に見てみると、独立行政法人という枠組みの制約を受けながらも大きく夢を掲げ、果敢に課題に切り込み、確信を抱いて実行するという正に鬼気迫る情熱を体中にみなぎらせ続けていました。私は、「まるで新撰組の人斬り以蔵やないか」とからかっていましたが、純粹でかつ指導力のある寺井さんならではの仕事ぶりでありました。例えば、現場から大きな不満が噴出した「非常勤職員の問題」にいち早く方向性を示したり、情報提供業務の位置づけ、役割についての議論を日弁連に投げかけて共にまとめたり、さらに昨年3月には「法テラスの飛躍的拡大をめざして」というメッセージを発表して市民に対する初回相談無料化や法律扶助の抜本的改革への検討など大胆な提言をしましたが、その根底には市民への優しい視線が感じられました。寺井さんの「法

テラス」への思いは今回の「法テラスの誕生と未来」に込められています。どうか、寺井さんのこの熱情と気概を、この書物の行間から感じとって頂ければ幸いです。

ところで私は、3年余り日弁連の責任者として「法テラス」を支えてきましたが、率直な印象を申し上げますと、社会や利用者からは、もっと利用しやすく使いやすい制度にと言う背中を押す大きな声があります。その一方で、独立行政法人として創造的で柔軟な運営については自己増殖につながるとか、独立行政法人の枠組みを超えているなどと裾を踏む勢力があり、この制度を支えている弁護士の中にも法曹人口が増加する中で「法テラス」がさらに大きく飛躍することに警戒心を抱く声も裾を踏む結果となっており、法務省・財務省と日弁連の間であって極めて難しい舵取りをしなければならない微妙な立ち位置にあると実感していました。

「法テラス」の他、司法制度改革の三本柱と言われる法科大学院、裁判員裁判についても発足後それぞれ課題を明らかになりつつあり、今後時間をかけてこれらの課題に向き合い、前向きに解決するべきと思っていますが、今次の司法改革で最も大きな反省点は、改革を急ぎすぎた余り制度の担い手であるサービス提供者の弁護士・弁護士会に疲弊感や閉塞感が漂い将来への展望を明確に示せていないことではないかと思っています。

今社会のリーダーに求められているのは、瞬発力ではなく持続力であります。司法制度改革が社会に根付き成長させるためには、市民目線と共にサービス提供者である弁護士にとってもやりがい、担い甲斐を感じる制度にしなければ、持続的発展は困難と思います。民事法律扶助における立替金報酬の問題は、正にその最たるものであります。

最後になりましたが、ソフトバンクの孫正義さんが、先日テレビで語っていたことで印象的なことがありましたのでそれをご紹介します。孫さんは、父親が韓国から北九州に強制連行され、小倉区の無番地で産まれたそうであります。子供の頃は多くの人種差別に合い未だに昔の石を投げられたあとの傷が頭に残っているようですが、そのような環境の中で事業で大成功を収められたのですが、その孫さんが「夢と志は違う」という話をしておられました。要するに、「夢」は自己の利益をかなえるために目標を掲げることに対し、「志」は、他人の利益や社会の利益のために目標を掲げて努力することだそうであります。

言われて見れば、なるほどと納得したのですが、我々法曹の一員としては、足下の閉塞感からともすれば夢の議論になりがちですが、プロフェッションとして志を高くもって法曹の気概を示したいと思っていますところでもあります。最後になりましたが、「寺井弁護士の出版を祝う集い」にご参加頂いた方々に重ねて厚くお礼申し上げ閉会の言葉と致します。

本日はありがとうございました。

夏樹静子さんからのメッセージ

司会者の紹介

夏樹静子先生からのメッセージをご紹介します。夏樹静子先生は皆様ご承知のとおり、非常に著名な作家であらせられ、司法に関する作品も数多くあるところでございます。また、「法テラス」の顧問として毎回貴重なご発言をいただいております。今回の出版に当たりましては、その帯表紙に推薦文を書いております。

寺井一弘先生へ

お祝いの言葉

「法テラスの誕生と未来」の御出版、誠におめでとうございます。

拝読させていただいて、先生の弱者に注がれる温かい眼差し、それを支える確かな正義感、使命感に感動いたしました。21世紀日本のめざましい司法改革の旗手として、一層のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。

夏樹 静子

大野法務省前事務次官からのメッセージ

司会者の紹介

大野法務省前事務次官は今、仙台高等検察庁の検事長ですが、ずっと司法改革問題に取り組んでこられた方です。「法テラス」の現在の動きにも非常に興味とご協力をいただいております。東日本大震災にあたりまして、「法テラス」が一番最初につくりました被災地出張所の、南三陸町の開所式典にも駆けつけてくださいました。

寺井先生

「法テラスの誕生と未来」拝読いたしました。

寺井先生が力量に富んだ実務家であることはかねてより存じ上げておりましたが、同時に優れた学者でもあることを今回初めて教えられました。

何よりも本書からは、寺井先生の「法テラス」に寄せる強い愛情が溢れるように伝わってきます。

そして、本書は、「法テラス」の意義や役割を歴史的な流れや国際的な視野の下に的確に位置付けた上、その将来について具体的な提言を行っております。個別の方策については様々な議論があり得るでしょうが、その際に踏まえなければならないことは、本書でも述べられている通り、「国民のため」という視点だと思えます。

大変勉強になりました。どうもありがとうございました。

「法テラス」が本書に書かれているような「司法ネット」としての使命を果たしていけるよう、その一層の発展を心から祈っております。

大野恒太郎



左から
佐々木 文 (司 会 者)
寺井 一弘 (著 者)
久保井一匡 (呼びかけ人)
山田 庸男 (事 務 局)

「法テラスの誕生と未来」出版を祝う集い
出席者一覧表

(五十音順・敬称略)

池上政幸	最高検察庁次長検事	高坂隆信	法テラス群馬元所長
池永知樹	埼玉弁護士会	古口 章	静岡大学法科大学院教授
石田武臣	東京弁護士会	後藤 博	法務省司法法制部長
一木剛太郎	法テラス元事務局長	小林元治	日弁連日本司法支援センター 推進本部副本部長
稲田伸夫	法務省刑事局長	小堀弘子	日弁連元会長故小堀樹氏夫人
稲田 寛	日本弁護士連合会元事務総長	小宮山洋子	厚生労働大臣
指宿 信	成城大学教授	斎木賢二	日本司法書士連合会前副会長
伊礼勇吉	日本弁護士連合会元副会長	齊田紀子	東京弁護士会
岩井重一	法テラス特別参与・日弁連元副会長	齊藤友嘉	第一東京弁護士会
岩瀬 徹	法テラス前理事 ・上智大学法科大学院教授	斎藤義房	東京弁護士会
宇都宮健児	日本弁護士連合会会長	酒井 幸	東京弁護士会
漆原良夫	衆議院議員	佐川孝志	法テラス事務局長
遠藤光男	最高裁判所元判事	佐々木文	法テラス第一事業部長
大石哲夫	法テラス監査室長	佐瀬正俊	東京弁護士会
大川真郎	法テラス理事・日弁連元事務総長	佐藤幸治	司法制度改革審議会元会長
大谷剛彦	最高裁判所判事	篠崎憲司	法テラス東京事務局長
小川信明	日本弁護士連合会元事務総長	柴山敏雄	法テラス総務部長補佐
尾崎純理	日本弁護士連合会元副会長	白木 勇	最高裁判所判事
海渡雄一	日本弁護士連合会事務総長	菅野富邇子	法テラス理事・東京調停協会元会長
梶谷 剛	法テラス理事長・日弁連元会長	須須木永一	法テラス神奈川前所長
梶山敏雄	法テラス埼玉前所長	鈴木宏一	法テラス宮城前所長・日弁連元副会長
加藤啓二	法テラス山梨元所長・日弁連元副会長	鈴木善和	東京弁護士会
門野 博	法政大学法科大学院教授	須田 清	東京弁護士会
北岡克哉	法テラス総務部長	須藤正彦	最高裁判所判事
木村晋介	東京弁護士会	関 一穂	法務省司法法制課長
串崎 浩	日本評論社取締役	仙谷由人	元法務大臣・官房長官
久保井一匡	日本弁護士連合会元会長	膳場貴子	テレビキャスター
黒川弘務	法務省官房長	園尾隆司	東京高等裁判所判事
黒田純吉	第二東京弁護士会	高木 剛	法テラス顧問・連合元会長

高木理恵子	東京弁護士会	堀野 紀	日本弁護士連合会元副会長
竹崎博充	最高裁判所長官	丸島俊介	日弁連日本司法支援センター 推進本部副本部長
竹下守夫	法テラス顧問会議座長	道あゆみ	法テラス民事扶助課長
竹之内明	東京弁護士会会長	宮川光治	最高裁判所判事
但木敬一	元検事総長	宮崎 誠	日本弁護士連合会前会長
田中敏夫	日本弁護士連合会元副会長	宮本康昭	法テラス東京副所長
田中晴雄	法テラス常勤弁護士総合企画部長	三羽正人	日本弁護士連合会元事務総長
田辺克彦	第一東京弁護士会	武藤 元	東京弁護士会
谷 真人	法テラス前第一事業部長 ・司法研修所教官	村越 進	日弁連日本司法支援センター 推進本部副本部長
寺田逸郎	最高裁判所判事	本林 徹	日本弁護士連合会元会長
戸倉三郎	最高裁判所総務局長	保岡興治	元法務大臣
外山太士	法テラス元民事扶助課長 ・日弁連国際室長	安岡崇志	法テラス理事 ・日本経済新聞元論説委員
中村光央	法テラス静岡所長	柳田幸男	東京弁護士会
中村れい子	法テラス神奈川元事務局長	山岸良太	第二東京弁護士会
永盛敦郎	法テラス東京所長	山崎敏允	最高裁判所事務総長
西口 徹	東京弁護士会	山田庸男	日本弁護士連合会元副会長
新里宏二	日本弁護士連合会副会長	山田秀雄	第二東京弁護士会
新部正樹	法テラス第二事業部長	山根基世	NHK元アナウンサー室長
浜口臣邦	東京弁護士会	山本一宏	日本司法書士連合会専務理事
平山正剛	日本弁護士連合会元会長	山本剛嗣	日本弁護士連合会元副会長
広瀬健二	法テラス理事 ・立教大学法科大学院教授	吉岡桂輔	日本弁護士連合会元副会長
福島 進	日本弁護士連合会元事務次長	吉川精一	法テラス評価委員会委員 ・日弁連元副会長
藤井範弘	法テラス事業企画本部長	吉野 正	法テラス福岡前所長 ・日弁連元副会長
藤川忠宏	日本経済新聞元論説委員	若旅一夫	日本弁護士連合会前副会長
彦坂浩一	東京弁護士会		
古田佑紀	最高裁判所判事		
細田長司	日本司法書士連合会会長		

「法テラスの誕生と未来」まえがき

2011年3月11日の朝、「法テラス」本部に出勤した私に対して午前中の閣議において理事長交替が了解されたことが告げられた。私は午前10時から予定されていた日弁連新執行部の「法テラス」本部訪問に対する挨拶を済ませて自室に戻り「未決箱」の中に積まれていた決裁書類に目を通して押印を済ませ、本日をもって実質的に理事長としての仕事が終わったとの感慨に耽っていた。午後になって所用のため震ヶ関方面へ車で向かったが、その途中で天地を揺るがすような激震が走った。午後2時46分、1000年に一度とも言われる東日本大震災の襲来であった。全くの偶然とはいえこの日から4月10日に決まった退任の日までの一ヶ月間は文字通り想定外の日々が続くこととなった。土日を利用した国内旅行はもとより、韓国の法律救助公団理事長の招きによる3月の三連休を利用した韓国訪問などをすべてキャンセルして、急遽「法テラス災害対策本部」を立ち上げ、被災した東北各地方事務所の業務継続を図るとともに四月をもって「法テラス」直営の本格的全面稼働となる仙台コールセンター対策のため被災地入りする一方で、日弁連との連携のもと被災者向けの電話相談を開設するなどの仕事にあたった。そして4月1日以降の「法テラス」業務は新執行部に託されることになった。

未曾有の大震災と原発事故による被害はきわめて甚大であり、一日も早い復興が全国民の切なる願いであるが、「法テラス」や日弁連には連日数多くの法律相談が寄せられている。「法テラス」には今後、法に定められた5つの本来業務と受託業務に加え震災と原発対策の面でも大きな役割を果たすことが強く期待されているが、私は多くの方々の慫慂も得てこの機会に「法テラス」設立準備と業務運営の約7年間にわたる経験を通じて考えさせられたことをまとめてみることにした。

その内容の骨格は私が理事長在任当時に全国地方事務所所長や職員などに発信したメッセージがもとになっているが、私の「法テラス」に対する問題意識は次の通りである。

第一は、グローバル化時代における総合法律支援制度の理念と意義の確認である。

グローバル経済の進展の中で、近代の国民国家は、一国の資本が容易に国境を越えてグローバルに動き回る経済システムのボーダレス化時代に突入することになり、その必然的結果として従来果たしてきた社会保障制度を独自に遂行させる能力を低下させる事態に直面した。企業の海外移転や労働市場における規制緩和等が進行し、これらを背景とする現代の貧困と社会的排除の問題（ホームレス、DV、ひとり親、障がい者、移民・難民問題、情報へアクセスする機会の不平等、失業・低熟練等の現代的諸課題）に対して、司法部門もまた、適切な処方箋を提示することが求められるようになった。

これに対する今般の司法制度改革の対応では、一面において、司法制度改革審議会がグローバル社会における司法改革を提言しており、それに対してはむしろ新自由主義的な改革を推進するものであるとして懐疑論も提起され続けている。しかし、私は規制緩和論的な司法改

革に基づく提言の面があることは否定はできないとしても、司法部門の強化拡充は、規制緩和・市場主義の行き過ぎを是正して、社会的経済的弱者の権利を擁護するためにも不可欠なものであり、その要の一つとして、司法制度改革審議会が、わが国の法律扶助制度（民事・刑事）の拡充を提言し、これが総合法律支援法の成立と「法テラス」の設立として結実するに至ったものと考えている。今日、司法改革プロセス全体に流れる関係者の認識の不一致や対抗的力学が錯綜した様相を呈しており、「法テラス」を取り巻く状況も例外ではないが、グローバル化の中で不可避的に生み出される現代の貧困と社会的排除の問題、これに対する司法部門の責務、今般の司法改革のプロセスと総合法律支援法の成立に至る歴史的経緯を踏まえた上で、総合法律支援制度の理念と意義をあらためて確認しておく必要がある。

第二は、第二次大戦後に生まれ、1970年代までに飛躍的拡充を遂げた欧米諸国の法律扶助と、これに大きな後れをとった日本の法律扶助の比較の視点の重要性である。

戦後の欧州は、各国憲法とともに、世界人権宣言（1948年）、ヨーロッパ人権条約（1953年）、同条約の担保となるヨーロッパ人権裁判所、市民的及び政治的権利に関する国際規約（1966年）等の諸規範を通じて、司法アクセスの権利の確立に努めてきた。

そして、1960～70年代に、欧米諸国を中心地として、大規模な「正義へのアクセス運動」として結実するに至り、司法へのアクセスは法律扶助制度によって支えられているという普遍的認識が確立した。並行して、財政面においても、戦後の社会福祉国家の理念とこれを支える経済成長を背景として、1970年代までに大きな飛躍を遂げ、国が支出する予算としても援助件数・援助対象者の範囲等としても大規模なものになった。その後、欧米諸国は、1980年代以降の長期的構造的不況のもとで、福祉国家の危機に直面し、法律扶助予算の削減と効率性追求に直面するようになったが、危機に直面する前にすでに権利としての確立と十分な成長を遂げており、強固な基盤が確立されている。同時に、危機以降も、効率性論や社会的排除等に関する継続的な調査研究が行われており、人々の社会的包摂に向けた欧州全体（EU）の戦略的取組などが観察されている。

他方、わが国は、1980年代以降の新保守主義政権の成立と「小さな政府」をスローガンとする公的規制依存から市場活性化へ構造転換を図っていく時期以降に近代的な法律扶助制度を創設させており、こうした諸事情から、「法テラス」は、発足当初からすでに、業務運営の効率化を本旨とする独立行政法人に準ずる法人形式のもとにある。

司法制度改革審議会意見書は、日本の法律扶助について、「欧米諸国と比べれば、民事法律扶助事業の対象事件の範囲、対象者の範囲等は限定的であり、予算規模も小さく、憲法第32条の『裁判を受ける権利』の実質的保障という観点からはなお不十分」であり、「対象事件・対象者の範囲、利用者負担の在り方、運営主体の在り方等について更に総合的・体系的な検討を加えた上で、一層充実すべきである」と提言し、総合法律支援法の成立と「法テラス」の設立には至ったが、依然として総合的・体系的な検討はなされておらず、基本的には法律扶助協会が実施してきた従前の民事法律扶助制度が維持されたままである。欧米諸国との対

比では、権利としての確立も十分でなく、かつ、財政的にも十分な成長を遂げる以前に、すでに厳しい効率性の枠組みの中に置かれている。そして、効率性についても、単なる安上がりな効率性に転化していく危険をはらんでいる。

このような欧米諸国と日本の比較の視点から、わが国の総合法律支援制度の克服すべき課題と将来の方向性を検討する必要があると思っている。

第三は、「法テラス」の業務開始後の5年間の業務実績を踏まえて、そこで明らかとなった問題点と今後の課題を提示する必要性がきわめて高いという認識である。

わが国の法律扶助制度は、「法テラス」の設立によって、従前とは異なる質的にも量的にも拡充された近代的な法律扶助制度としての一定の基盤が整えられ、約5年間の活動を通じて、着実な成果を挙げてきた。しかし、グローバル化の進展につれて、産業、労働、家族、地域社会、都市と地方等をめぐる様々な位相において大きな構造変化がもたらされる中、社会的経済的弱者が遭遇する法的問題も一層複雑多様化している。これに対して、欧米諸国においては、法律扶助の伝統的スタイルである、開業弁護士による個々の事件に対する裁判所を通じた紛争の事後的解決、つまり訴訟代理援助という形だけでは、法律扶助の目的を達成することは困難であるという問題意識が広がり、わが国に先行して、初期援助・訴訟外援助の重視（情報提供、法教育、コミュニティ援助、法改革等）、貧困から生ずる諸課題を取り扱うスタッフ弁護士の活用、他の社会政策・関係機関と連携協働した問題に対する包括的解決等に取り組んできた経緯がある。

このような問題意識を背景に、「法テラス」においても、設立以来、個々の事件に対する伝統的な訴訟代理援助の充実に加えて、法律情報提供のあり方、初期援助の重視、スタッフ弁護士の活用、償還制の改善、さらに組織体としての「法テラス」の改革等に鋭意取り組んできたところであるが、他方、これらのあり方をめぐっては、様々な意見の対立がみられてきた。しかし、私は新しい時代における司法へのニーズを正確に掌握しつつこの段階でこれらの諸問題を真正面からしっかりと受け止めて議論を徹底的に深めていくことが何よりも大切であると確信している。そしてその際には、前記の視点をしっかり踏まえつつ、「国民・市民にとって何が最も必要とされているか」を基軸に据えて、真摯かつ活発に議論をしていくことが重要である。本書がそれらの議論のための一つの素材を提供するものとなれば幸いである。

「法テラスの誕生と未来」あとがき

本年（2012年）の4月4日午前8時過ぎ、私は「法テラス」本部の佐々木文第一事業部長とともに山形発のバスで仙台市に着いた。この日の午前9時から一斉にスタートする「法テラス直営のコールセンター」業務に携わるオペレーターら職員の方々に理事長としての激励の挨拶をするためであった。

今回の東日本大震災によって東北の地方事務所の業務は大きな被害を受けたが、この4月をもって民間業者に委託の上、東京の高円寺で行っていたコールセンター業務を仙台駅前のビルに全面移転させるために昨年6月から準備してきた作業も直撃されることとなった。ビル自体とコールセンターの機材の損傷はそれほど大きくなくて助かったが、100名を超えるオペレーターが蒙った被害は深刻なものであった。ご家族が死傷された人をはじめ甚大な被害を受けたオペレーターがほとんどで、東京と同時並行で続けてきていた一部のコールセンター業務と研修などの企画が3月11日午後以降完全にストップ状態になった。そうした状況に直面して東京の「法テラス」本部では4月以降の「仙台コールセンター」実施を困難視する者も多かった。しかし「仙台コールセンター」を準備してきた職員とオペレーター、そして本部の担当職員らの必死の努力により、何とか業務開始に漕ぎつけるメドが立ったということで私自身も3度目の仙台へ駆けつけることになったものであった。

バスから降りてビルの8階まで「いったい皆さんはどんな思いをしているのだろう」「自分は何を語ればいいのか」などと考えながら歩んでいたが、ドアを開けた瞬間、私は驚きと感動に包まれることになった。広い部屋の中でコンピュータが置かれた机に向かって80名以上のオペレーターの方々が、整然かつ凛とした表情で仕事に取りかかろうとしていたのである。その時の記憶は数カ月経った今でも鮮烈に私の脳裏に焼きついている。「がんばろう東北、仙台コールセンター」と書かれた大きな垂れ幕に東北出身のオペレーターと被災者の方々の真剣で熱い気持が表現されていることを実感させられた。ささやかながらも復興に向けた「法テラス」としての力強い第一歩が踏み出されたことに胸を熱くした。

そして私はその後、「法テラス宮城」の事務局長の知り合いという運転手さんの案内で鈴木地方事務所所長と佐々木部長の3人で被災地まで足を運ばせていただいた。無惨な瓦礫の山々、名取川に浮んでいる数多くの家屋や車、壊滅的損壊を受けた小学校、行方不明の家族を探してさまよう人の姿に文字通り言葉を失った。その後気付かされたが、映画やテレビの映像は記憶に残ることは少ないが、直視した現実の姿は確実に忘れ去ることはない。多くを語ることはできないが、この時受けたショックは私の体調と生活意識そして人生観に大きな変化をもたらすこととなった。私の経験したことはごくごく一部にすぎないが、多くの被災者の蒙られた精神的物質的損害は計り知れないほど大きいものがある。

こうした状況下で、その後私がいつも考えさせられてきたのは「私たちは何ができるのか」「法テラスは何をしなければならないか」ということであった。本書を著すにあたっての問題意識は「まえがき」に書いたとおりであるが、それに新しく、しかも巨大なテーマが付け

加わったことは間違いない。今後「法テラス」には被災者の生活や権利、雇用労働、福祉などのあらゆる分野における法的サポートを求める声が寄せられることが必至である。なぜなら被災者の方々はいまだに法と現実のはざまに取り残されたままであり、今回の未曾有の大震災は私たちが当然と信じてきたわが国社会の基を根幹から揺るがし続けているからである。私としてはこれらに対して本書で綴ってきた「法テラス」の歴史と実績を踏まえて「法テラス」がさらに大きく逞しく成長しながら復興への支援に貢献していくとともに、わが国において確固たるポジションを築いていくことを心から願ってやまないところであるが、特に望みたいことは次の二点である。

まず一点は、「法テラス」に関係するすべての人々、「法テラス」に勤務している役職員はもとより弁護士会、司法書士会そして法務省、財務省、国会議員などあらゆる組織と人間一人ひとりが、その活動を展開するにあたって、一切の私心を捨て、ひたすら「国民市民は何を求めているか」と考え抜き、そのために必要とされることに全力挙げて取り組むことである。これは言うは易いが行なうのはなかなか骨の折れることである。しかし、これなくしては「法テラス」が誕生した意味はない。

二点目は「法テラス」の独立性・中立性を維持発展させることである。「法テラス」がスタート時において独立行政法人の枠組みの中で運営がされることになった経緯と組織としての「特性」については本文の中で詳細に論じたところであるが、世界各国の歴史に照らしても「法テラス」が国家機関をはじめあらゆる団体との間で一定の距離を置き、その独立性と中立性を堅持していかなければ国民に深く信頼され愛されていく組織に成長しないことは明らかである。このことを関係者各位に強く望みたい。

なお、この書籍を出版するにあたっては、藤井範弘、大石哲夫、池永知樹の3氏に格別のご支援をいただいた。藤井氏は私が日弁連事務総長時代の事務次長として仕事を共にした以来の付き合いであるが、彼はその後「法テラス」の前身組織である法律扶助協会の専務理事をつとめた。大石氏は1970年に法律扶助協会に就職してその発展に貢献し、解散時は本部事務局長の職にあった。池永氏は弁護士約15年の俊才であるが、カリフォルニア大学のバークレー校に留学するなど諸外国の司法制度事情に明るい。畏友でもあるこの3人には今回の出版にあたって論点の整理や内容の点検等に協力してもらい貴重なご意見をいただいた。また池永氏には第四章の海外文献の翻訳もお手伝い願った。この場をお借りして3人の方々に厚く感謝の辞を述べたい。また、日本評論社の串崎浩取締役には編集の段階において多くの助言をいただいた。この方々のご協力がなければ、この書籍は日の目をみなかったといっても過言ではない。心からお礼を申し上げる次第である。そして、日弁連会長時代に司法改革の道筋をつけられ、最後の法律扶助協会会長として「法テラス」設立の前提であった「解散」の英断をなされた今は亡き小堀樹先生に深甚の敬意を表したい。最後に私ごとながら、終戦直後、命をかけて私を満州から長崎に連れ帰り、私がかこまで仕事を続けられる礎を作ってくれた亡き母の誕生日にこの書籍を捧げることに心から感謝させていただきたい。

「法テラス」役職員一覧（2011年3月31日現在）

法テラス本部

地方事務所所長

理 事 長	寺井 一弘	東 京	永盛 敦郎	岡 山	平井 昭夫
理 事	大川 真郎	神奈川	清水 規廣	鳥 取	河本 充弘
	草野 満代	埼 玉	梶山 敏雄	島 根	津田 和美
	菅野富邇子	千 葉	藤野 義夫	福 岡	吉野 正
	廣瀬 健二	茨 城	茂木 博男	佐 賀	山口 茂樹
監 事	羽田 悦朗	栃 木	福田 哲夫	長 崎	國弘 達夫
	藤原 藤一	群 馬	野口 豊	大 分	河野善一郎
事業企画本部本部長	藤井 範弘	静 岡	中村 光央	熊 本	建部 明
常勤弁護士総合企画部参与	岩井 重一	山 梨	田中 正志	鹿児島	野間 俊美
常勤弁護士総合企画部長事務取扱	田中 晴雄	長 野	中村 隆次	宮 崎	野崎 義弘
監 査 室 長	大石 哲夫	新 潟	勝見 洋人	沖 縄	宮城 嗣宏
本部事務局長	佐川 孝志	大 阪	小寺 一矢	宮 城	鈴木 宏一
総 務 部 長	北岡 克哉	京 都	出口 治男	福 島	石川 博之
第一事業部長	佐々木 文	兵 庫	竹本 昌弘	山 形	三浦 元
第二事業部長	新部 正樹	奈 良	相良 博美	岩 手	佐々木良博
法制企画室長	瀧澤 一弘	滋 賀	野洲 和博	秋 田	柴田 一宏
総務部部長補佐	柴山 敏雄	和歌山	市野 勝司	札 幌	後藤 徹
総 務 課 長	谷戸 輝雄	愛 知	田中 清隆	函 館	前田 健三
人 事 課 長	坪倉 政義	三 重	室木 徹亮	旭 川	林 孝幸
財 務 課 長	茂木 善樹	岐 阜	安藤 友人	釧 路	今 重一
会 計 課 長	千葉 城作	福 井	藤井 健夫	香 川	猪崎 武典
情報システム管理課長	岩崎 整	石 川	岩淵 正明	徳 島	木村 清志
情報提供課長事務取扱	佐々木 文	富 山	東 博幸	高 知	山原 和生
民事法律扶助課長	工藤 美香	広 島	石口 俊一	愛 媛	臼井 満
犯罪被害者支援課長	石橋 房子	山 口	作良 昭夫		
国選弁護課長	松本 圭史				
受諾業務室長事務取扱	新部 正樹				
常勤弁護士総合企画課長	赤羽 史子				
訟 務 室 長	富永 忠佑				



感 謝 状

理事長 寺井 一弘 殿

あなたは発足以来5年間にわたり常務理事及び理事長として大胆な問題提起と果敢な実行力により法テラスの発展に尽くされるとともに私達のリーダーとして常に現場を思いやり働きがいのある明るい職場づくりを主導くださいました。ご退任にあたり「新しい法テラス文化と価値の創造」という理事長の想いを深く受け止めその実現に向け全力で取り組んで参ることをお誓いしてここに感謝の意を表します。

2011年4月8日

日本司法支援センター（法テラス）

役 職 員 一 同

「寺井一弘弁護士の

『法テラスの誕生と未来』出版を祝う集い」

事務局 弁護士 山田 庸 男

〒105-0003 東京都港区西新橋 3-6-10

マストライフ西新橋ビル 3 階

弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所

東京事務所

TEL 03-5408-6737

FAX 03-5408-6738